

事 務 連 絡
平成23年6月2日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課
障害福祉課

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
に係る短期入所サービス費の算定構造等の確定版の提示について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業に係る短期入所サービス費の算定構造（案）等の提示について」（平成23年5月20日付け事務連絡、以下「5月20日付け事務連絡」という。）により、基準該当短期入所サービス費の算定構造等の案をお示ししておりましたが、「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について」（平成23年6月1日付け社援発第0601第2号、老発0601第1号）のとおり、本年6月1日より短期入所に係る事業が全国展開されることとなりました。

つきましては、別添のとおり算定構造等の確定版を送付いたしますので、システム改修の参考としてください。

なお、別添の内容は、5月20日付け事務連絡により送付した案からの変更はない旨、申し添えます。

おって、都道府県におかれましては、管内市町村への周知方よろしくお願いいたします。

（別添）

- 1 平成23年6月からの短期入所サービス費の算定構造
- 2 インタフェース仕様書（共通編）修正履歴
- 3 インタフェース仕様書（事業所編）修正履歴
- 4 上記修正履歴に係る修正後のインタフェース該当部分
- 5 平成23年6月版短期入所サービスコード表
- 6 サービスコード修正履歴
- 7 請求サービスコードと決定サービスコードについて

【連絡先】厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 システム係 立岡、竹
TEL：03-5253-1111（内線：3009）
E-mail：syougaisystem@mhlw.go.jp